

目次

第1 民事事件関係

■ 訴状	2
■ 契約書（売買）	3
■ 契約書（寄託）	4
■ 契約書（保証）	5
■ 定款	6
■ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	7
■ 手形・小切手	9
■ 親族図	11

第2 刑事事件関係

■ 供述調書	14
■ 搜索差押許可状	15
■ 実況見分調書	16
■ 捜査報告書	19
■ 起訴状	21
■ 証明予定事実記載書	22

第3 予備試験論文過去問関係

■ 憲法（平成26年）	24
■ 行政法（平成27年）	30
■ 刑法（平成24年）	36
■ 刑事訴訟法（平成30年）	40
■ 法律実務基礎科目 民事（平成27年）	44
■ 法律実務基礎科目 刑事（平成28年）	52
■ 民法（平成23年）	60
■ 商法（平成27年）	64
■ 民事訴訟法（平成29年）	70
■ 手書き答案（平成27年 商法）	76

第4 法令関係

■ 弁護士職務基本規程	85
■ 会社法（目次）	90
■ 刑法（目次）	91

資料出典一覧

第1 民事事件関係

訴状	司法試験平成 21 年民事系第 1 問から抜粋
契約書（売買）	予備試験平成 27 年実務基礎民事から抜粋
契約書（寄託）	司法試験平成 24 年民事系第 1 問から抜粋
契約書（保証）	司法試験平成 24 年民事系第 3 問から抜粋
定款	司法試験平成 25 年民事系第 2 問から抜粋
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	司法試験平成 26 年民事系第 2 問から抜粋
手形・小切手	講師作成
親族図	講師作成

第2 刑事事件関係

供述調書	司法試験平成 21 年刑事系第 2 問から抜粋
捜索差押許可状	司法試験平成 21 年刑事系第 2 問から抜粋
実況見分調書	司法試験平成 25 年刑事系第 2 問から抜粋
捜査報告書	司法試験平成 22 年刑事系第 2 問から抜粋
起訴状	予備試験平成 28 年実務基礎刑事から講師作成
証明予定事実記載書	予備試験平成 26 年実務基礎刑事から抜粋

目次

第1章 法律答案作成のアウトライン

第1 法律答案作成の基礎

- 1 論点のないケース(1) 2
- 2 論点のないケース(2) 5
- 3 法律効果発生の基本的イメージ 7
- 4 論点のあるケース 8

第2 短答過去問の利用

10

第3 条文の発見

- 1 「司法試験予備試験用論文」登録法令
(令和元年論文式試験の法文に基づく) 11
- 2 法令の構造と目次の利用 13

第4 条文の読み方

- 1 条・項・号 15
- 2 前段・後段 16
- 3 本文・ただし書 16
- 4 「及び」・「並びに」・「かつ」(AND)
／「又は」・「若しくは」(OR) 17

5 短答過去問の検討

19

第5 条文の種類

- 1 目的規定・趣旨規定 20
- 2 定義規定 20

第6 論文過去問の検討

- 1 本問の検討 21
- 2 解答例 27

第2章 科目系統別の全体構造 —論文過去問を素材に

第1 予備試験論文式試験の全体像

- 1 試験時間及び試験科目等 30
- 2 1科目ごとの解答時間の使い方の例
(1時間10分の場合) 30
- 3 検討問題一覧 31

第2 刑事系科目

- 1 刑事事件の主な流れ
(参考：平成28年実務基礎科目刑事の事案) 32
- 2 各科目で出題される主な検討事項 33
- 3 答案の骨格(答案構成例) 34

第3 民事系科目

- 1 民事事件の主な流れ
(参考：平成27年実務基礎科目民事の事案) 38
- 2 各科目で出題される主な検討事項 39
- 3 答案の骨格(答案構成例) 41

第4 公法系科目

- 1 行政事件の主な流れ
(参考：平成27年行政法の事案) 49
- 2 各科目で出題される主な検討事項 50
- 3 答案の骨格(答案構成例) 51

第3章 科目系統別の頻出概念 — 短答過去問を素材に

第1 予備試験短答式試験の全体像

1 試験時間及び試験科目等

(令和元年短答式試験に基づく)

54

2 留意点

54

第2 公法系科目

1 憲法

55

2 行政法

63

第3 民事系科目

1 民法

70

2 商法

75

3 民事訴訟法

80

第4 刑事系科目

1 刑法

86

2 刑事訴訟法

95

学習目標（第1及び第2）

法律の試験問題に対してどのように解答をするのか、この点に関する具体的なイメージを早期に持つことが、合格するための正しい試験勉強をするためには、非常に重要です。そこで、ここでは、問題と解答例を見比べながら、なぜこのような解答になるのか、このような解答を作成するためにはどのような勉強をする必要があるのか、という点について確認します。

第1 法律答案作成の基礎

1 論点のないケース(1)

【例題1（民法）】

Aは、令和2年4月1日、Bとの間で、A所有の絵画甲を代金100万円で売る旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、絵画甲をBに引き渡した。本件契約締結の際、契約書その他一切の書面は作成されなかったが、代金の支払期日は、同年5月31日と定められた。しかし、同年5月31日が到来した後も、Bは、Aに代金100万円の支払をしていない。この場合、Aは、Bに対し、100万円の支払を請求することができるか。

【解答例1】（丁寧に論じた場合）

AのBに対する請求の根拠は、売買契約（民法555条）であると考えられる。売買契約の成立要件は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し（①財産権移転の合意）、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること（②代金支払の合意）である。本件契約は、Aが絵画甲の所有権をBに移転することを約し、Bがこれに対してその代金100万円を支払うことを約するものであるから、①及び②を満たす。したがって、AB間では、Aを売主、Bを買主とする売買契約が成立している。そのため、Bは、Aに対して代金支払義務を負う。

よって、Aは、Bに対し、売買契約に基づいて、100万円の支払を請求することができる。 以上

【解答例2】（簡潔に論じた場合）

Aは、Bに対し、売買契約（民法555条）に基づいて、100万円の支払を請求することができる。なぜなら、本件契約は、Aが絵画甲の所有権をBに移転することを約し、Bがこれに対してその代金100万円を支払うことを約するものであるため、その締結によりAB間に売買契約が成立しているからである。 以上

【解答プロセス】

- (1) 問いを確認する・事案を読む
- (2) 法的根拠の有無・内容を検討する
- (3) 法的根拠を踏まえて問いに解答する

- (1) 問いを確認する・事案を読む

(問い) Aは、Bに対し、100万円の支払を請求することができるか

(事案) AB間では、本件契約が締結されている

- (2) 法的根拠の有無・内容を検討する

ア 解答に必要である(と思われる)条文を六法で検索する

民法

(売買)

第555条

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(契約の成立と方式)

第522条

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

- 2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

イ 条文の内容を検討する

(ア) 売買契約の成立要件

- ①当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約すること(財産権移転の合意)
 - ②相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること(代金支払の合意)
- ※書面の作成その他の方式を具備することは要件ではない。

(イ) 売買契約成立の効果

- ①売主の買主に対する代金支払請求権の発生(買主の売主に対する代金支払債務の発生)
- ②買主の売主に対する財産権移転請求権の発生(売主の買主に対する財産権移転債務の発生)

(3) 法的根拠を踏まえて問いに解答する

ア 当てはめ

売買契約の成立要件
①当事者の一方が <u>ある財産権を相手方に移転することを約すること</u>
②相手方がこれに対して <u>その代金を支払うこと</u> を約すること
本件契約の内容
Aが <u>絵画甲の所有権をBに移転することを約し</u> , Bがこれに対して <u>その代金 100万円を支払うこと</u> を約した

→要件①及び②が満たされる

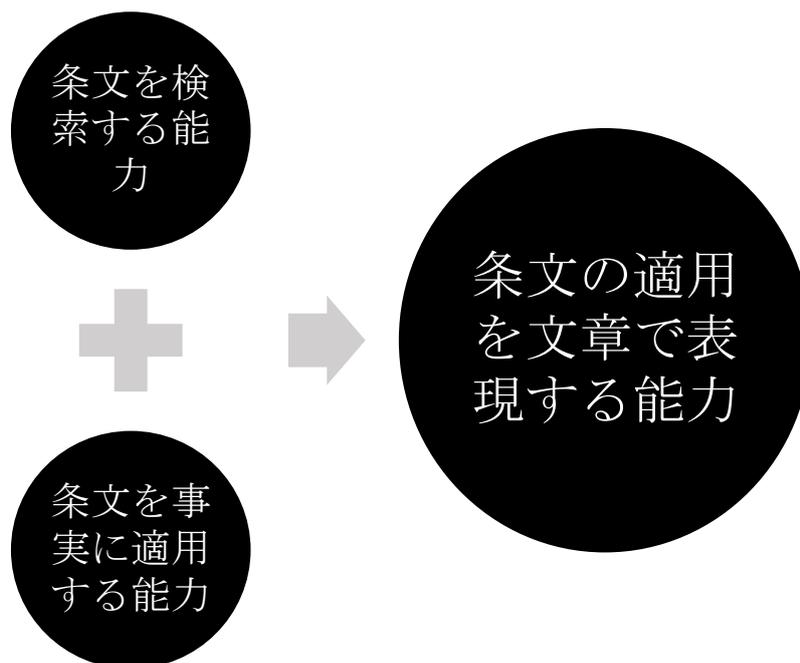
→A B間ではAを売主, Bを買主とする売買契約が成立

→AのBに対する 100 万円の代金支払請求権の発生 (売買契約成立の効果)

イ 結論

Aは, Bに対し, 売買契約に基づいて, 100 万円の支払を請求することができる

【法律答案作成に必要な能力】



2 論点のないケース(2)

【例題2（民法）】

Aは、令和2年4月1日、Bとの間で、A所有の絵画甲を代金100万円で売る旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、絵画甲をBに引き渡した。本件契約締結の際、契約書その他一切の書面は作成されなかったが、代金の支払期日は、同年5月31日と定められた。その後、同年5月1日、Bの友人Cは、Aとの間で、本件契約に基づくBの代金支払債務を保証する旨の合意をした。なお、この合意の際、保証契約書その他一切の書面が作成されなかった。同年5月31日到来後、Aは、Bに対し、代金100万円の支払を請求したが、無資力となっていたBは、Aに代金100万円の支払をしない。この場合、Aは、Cに対し、保証契約に基づく保証債務の履行として100万円の支払を請求することができるか。

【解答プロセス】

(1) 問いを確認する・事案を読む

(問い) Aは、Cに対し、100万円の支払を請求することができるか

(事案) Cは、Aとの間で、本件契約に基づくBの代金支払債務を保証する旨の合意をした

(2) 法的根拠の有無・内容を検討する

ア 解答に必要である（と思われる）条文を六法で検索する

民法

（保証人の責任等）

第446条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

イ 条文の内容を検討する

(ア) 保証契約に基づく保証債務の成立要件

①主債務の存在、②保証契約の締結、③保証契約が書面でされたこと

(イ) 保証契約に基づく保証債務成立の効果

債権者の保証人に対する保証債務履行請求権の発生

(3) 法的根拠を踏まえて問いに解答する

ア 当てはめ

要件	対応する事実関係	要件の充足	効果
①主債務の存在	Aは、令和2年4月1日、Bとの間で、A所有の絵画甲を代金100万円で売る旨の契約を締結した	○	AのCに対する保証債務履行請求権の不発生
②保証契約の締結	同年5月1日、Bの友人Cは、Aとの間で、本件契約に基づくBの代金支払債務を保証する旨の合意をした	○	
③保証契約が書面でされたこと	この合意の際、保証契約書その他一切の書面が作成されなかった	×	

イ 結論

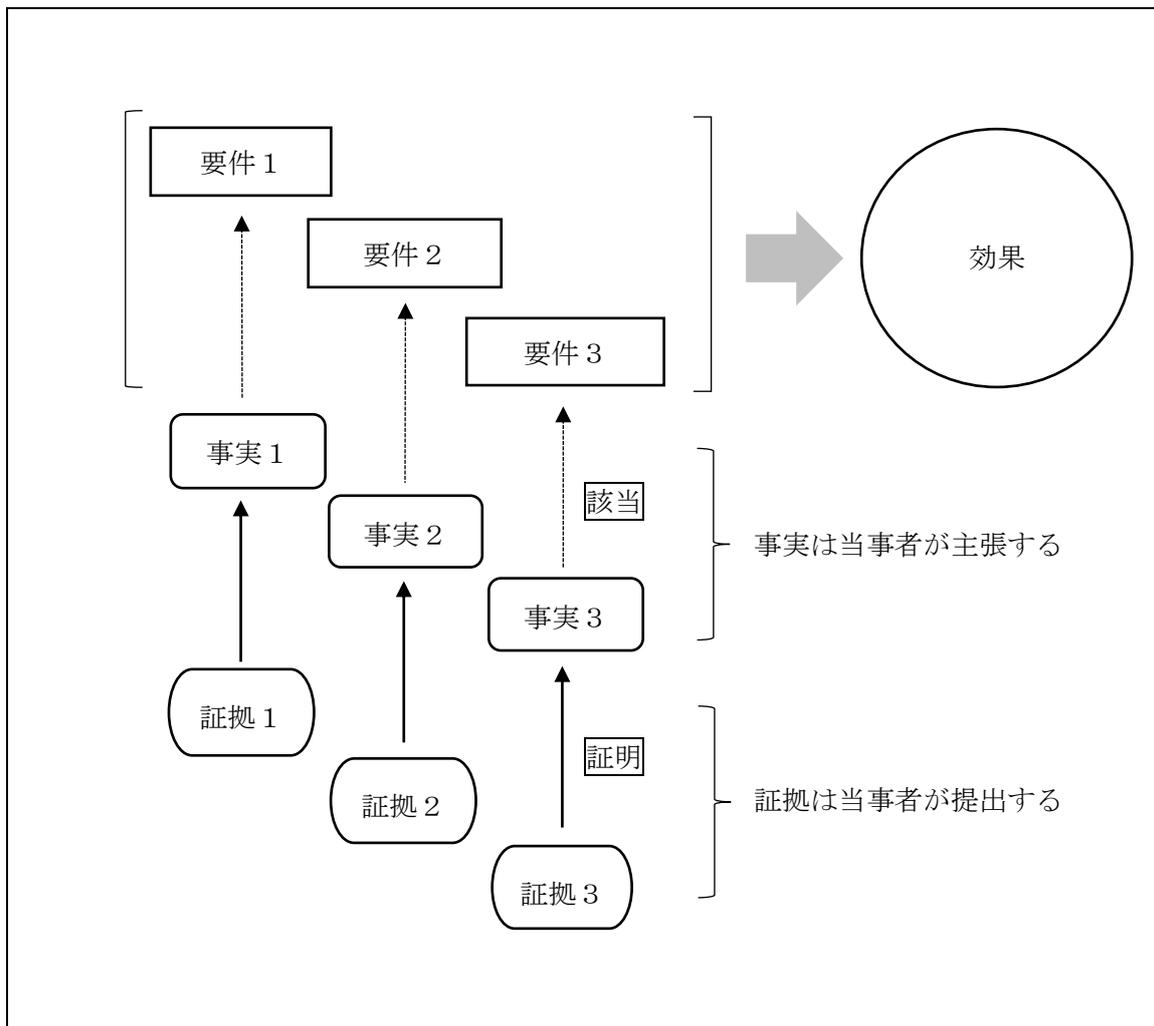
Aは、Cに対し、保証契約に基づく保証債務の履行として100万円の支払を請求することはできない

【解答例】

保証契約に基づく保証債務（民法446条1項）の成立要件は、①主債務の存在、②保証契約の締結、③保証契約が書面でされたこと（同条2項）である。確かに、AB間で締結された本件契約によりBはAに対して債務を負っているから、①は満たす。また、CはAとの間でBの債務を保証する旨の合意をしているから、②も満たす。しかし、AC間の合意の際、保証契約書その他一切の書面が作成されていないから、③は満たさない。したがって、保証契約に基づく保証債務は成立しない。よって、Aは、Cに対し、保証契約に基づく保証債務の履行として100万の支払を請求することはできない。

以上

3 法律効果発生の基本的イメージ



4 論点のあるケース

【例題3（民法）】

Aは、令和2年4月1日、Bとの間で、A所有の絵画甲を代金100万円で売る旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、絵画甲をBに引き渡した。本件契約締結の際、契約書その他一切の書面は作成されなかったが、代金の支払期日は、同年5月31日と定められた。その後、同年5月1日、Bの友人Cは、Aとの間で、本件契約に基づくBの代金支払債務を保証する旨の合意をした。なお、この合意の際、保証契約書は作成されなかったが、以下の書面（斜体部分は全てCによる手書きである。）が作成された。

A様

私は、Bが令和2年4月1日に絵画甲をA様から買い受けたこと
により負うことになった代金100万円の支払債務を保証致します。

令和2年5月1日

C C印

同年5月31日到来後、Aは、Bに対し、代金100万円の支払を請求したが、無資力となっていたBは、Aに代金100万円の支払をしない。この場合、Aは、Cに対し、保証契約に基づく保証債務の履行として100万円の支払を請求することができるか。

【解答プロセス】

(1) 例題2と例題3の異同

例題2では、AC間の合意の際、保証契約書その他一切の書面が作成されないのに対し、例題3では、AC間の合意の際、保証契約書は作成されなかったが、上記の書面（以下「本件書面」という。）が作成された点が異なる。その他の点は同じである。

(2) 論点と解釈

本件書面が「書面」（民法446条2項）に該当する場合、保証契約に基づく保証債務が成立する。他方、同条項の「書面」が保証契約書を意味する場合、本件書面は保証契約書ではないから、保証契約に基づく保証債務は成立しない。

このように、同条項の「書面」がどのような書面を意味するかは、一義的に明らかとはいえない。そのため、「書面」の意義（意味・内容）が論点（争点）となる。そこ

金銭消費貸借契約書兼連帯保証契約書

平成〇〇年〇月〇日

住 所 〇〇県〇〇市・・・(略)
貸 主 X 印

住 所 〇〇県〇〇市・・・(略)
借 主 A 印

住 所 〇〇県〇〇市・・・(略)
連帯保証人 B 印

- 1 本日、借主は、貸主から金三百萬円を次の約定で借入れ、受領した。
弁済期 平成〇〇年〇月〇日
利 息 年3パーセント(各月末払)
損害金 年10パーセント
- 2 借主が次の各号の一にでも該当したときは、借主は何らの催告を要しないで期限の利益を失い、元利金を一時に支払わなければならない。
 - (1) 第三者から仮差押え、仮処分又は強制執行を受けたとき
・・・(略)
- 3 連帯保証人は、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負う。

(注) 斜体部分は手書きである。

不動産売買契約書

売主Yと買主Xは、後記不動産の表示記載のと通りの土地（本件土地）に関して、下記条項のとおり、売買契約を締結した。

記

- 第1条 Yは本件土地をXに売り渡し、Xはこれを買受けることとする。
第2条 本件土地の売買代金額は **250** 万円とする。
第3条 Xは、平成 **26** 年 **9** 月 **30** 日限り、Yに対し、本件土地の所有権移転登記と引き換えに、売買代金全額を支払う。
第4条 Yは、平成 **26** 年 **9** 月 **30** 日限り、Xに対し、売買代金全額の支払と引き換えに、本件土地の所有権移転登記を行う。

(以下記載省略)

以上のとおり契約を締結したので、本契約書を式通作成の上、後の証としてY Xが各老通を所持する。

平成 **26** 年 **9** 月 **1** 日

売主住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	Y Y印
買主住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	X X印

不動産の表示

所在 〇〇市〇〇
地番 〇〇番
地目 宅地
地積 〇〇〇. 〇〇㎡

で、「書面」の意義を明らかにするため、解釈をする必要が生じる。

(3) 解釈の方向性

ア 条文の文言を重視する

民法 466 条 2 項の「保証契約は、書面で」という文言
→「書面」とは保証契約書をいうと解する

イ 条文の目的・趣旨を重視する

保証は安易に行われがちであるのに、保証人となった者は、過大な責任を追及される危険がある。そこで、民法 466 条 2 項は、保証意思が外部的に明らかである場合に限り保証契約の拘束力を認めることにより、保証人を保護しようとした。

→「書面」とは専ら保証人の保証意思が示されたもので足りると解する

【解答例】

1 Aは、Cに対し、保証契約に基づく保証債務の履行として 100 万円の支払を請求することができるか。

2(1) 保証契約に基づく保証債務（民法 446 条 1 項）の成立要件は、①主債務の存在、②保証契約の締結、③保証契約が書面でされたこと（同条 2 項）である。

(2)ア まず、AB間で締結された本件契約によりBはAに対して債務を負っているから、①は満たす。

イ 次に、CはAとの間でBの債務を保証する旨の合意をしているから、②も満たす。

ウ（ア）では、本件書面が作成されたことで③を満たすか。「書面」（同条 2 項）の意義が問題となる。

（イ）確かに、同条項の「保証契約は、書面で」という文言からは、書面とは保証契約書をいうとも思える。しかし、同条項の趣旨は、保証意思が外部的に明らかである場合に限り保証契約の拘束力を認めることにより、保証人を保護する点にある。そうすると、書面とは専ら保証人の保証意思が示されたもので足りると解する。

（ウ）本件書面は、Cが手書きで作成したものであるところ、そこには、BがAに対して負う代金 100 万円の支払債務をCが保証する旨の記載がある。そして、Cは、保証意思がなければ、このような記載のある本件書面を作成しないはずである。したがって、本件書面は、Cの保証意思が示されたものであるといえるから、③も満たす。

(3) よって、保証契約に基づく保証債務は成立する。

3 以上より、Aは、Cに対し、保証契約に基づく保証債務の履行として 100 万円の支払を請求することができる。

以上

第2 短答過去問の利用

【例題（司・民事・H20-18改題）】

保証（連帯保証を除く。）に関する次のアからオまでの各記述のうち誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア．保証契約は、書面でしなければ効力を生ぜず、電磁的記録によってされたときは、書面によってされたものとみなされる。
- イ．保証人に対する履行の請求による時効の完成猶予は、主たる債務者に対しても効力を生ずる。
- ウ．保証人が債権者との間で保証債務についての違約金を約定した場合には、保証人の負担は、主たる債務者の負担より重くなることもある。
- エ．主たる債務者の委託を受けて保証をした者は、主たる債務が弁済期にあるときは、自ら弁済をする前であっても主たる債務者に対して求償権を行使することができる。
- オ．金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする法人間の根保証契約において、極度額の定めがないときは、その根保証契約は効力を生じない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

→短答過去問で問われる知識は、断片的であり、事実への適用まで求めるものは少ない

→漫然と解いても、答案が書けるようにはならない

→短答過去問は、知識の位置づけを意識し、答案を作成するための武器を蓄える目的で解く